

進香せしむ。仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遲滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

使者一員 毛有倫 人伴三名

万曆二年（一五七四）二月二十日

右の符文は進香の使者毛有倫等に付し、此れに准ぜしむ

符文

1-26-06

国王尚永の、進貢のため正議大夫梁灼等を遣わす符文

（一五八三、二、三〇）

琉球国中山王尚（永）、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・通事等の官の梁灼等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢す。仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遲滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 梁灼 人伴一十名

使者一員 尹守徳 人伴五名

通事一員 梁応 人伴三名

存留在船使者一員 馬応竜 人伴二名

存留在船通事一員 林世茂<sup>(1)</sup> 人伴二名

国王附搭の土夏布二百匹

右の符文は通事梁応等に付し、此れに准ぜしむ

万曆十一年（一五八三）年二月三十日

符文

注\* 『明実録』万曆十一年十月庚申の条に關連の記事がある。なお、

本文書以前は、符文の末文の交付先の人名は正使と都通事（または通事）であったが、本文書以降は都通事（または通事）名のみを記す。あるいは符文は通事が保管していたため、実態にあわせて改変か。

(1) 林世茂 生没年不詳。久米村林氏（名喜山家）五世。通事。

渡明は六回におよぶ（『家譜』二二）九二一頁）。

1-26-07

国王尚永の、進貢のため署大夫事都通事梁応等を遣わす符文

（一五八六、九、二二）

琉球国中山王尚（永）、進貢の事の為にす。

今、特に署大夫事都通事梁応等を遣わし、表文一通を齎捧せし

む。本国の小船一隻に坐駕し、馬二匹・生硫黄六千斤を装載し、京に赴き進貢す。仍お礼部に赴き告申して進収せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

署大夫事都通事一員 梁応

使者一員 馬加度

通事一員 陳富

人伴二十三名

存留在船使者一員 菊寿

存留在船通事一員 金士歴

人伴四名

右の符文は通事陳富に付し、此れに准ぜしむ

万曆十四年（一五八六）九月二十一日給す

進貢の事の為にす 符文

注\* 『明実録』万曆十五年四月壬申の条に関連の記事がある。

(1) 陳富 生没年不詳。久米村陳氏（仲本家）七世。通事（『家譜

(二)』四九〇頁）。

(2) 菊寿（〇四一〇五）に万曆二十二年の進貢の記事がある。

(3) 金士歴 金仕歴と同一人であろう（『家譜（二）』五七頁、金

仕歴を参照）。

1-26-08

世子尚寧の、進貢のため正議大夫鄭礼等を遣わす符文

（二五九二、閏二、□□）

琉球国中山王世子尚（寧）、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫鄭礼・使者馬良臣等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢す。仍お礼部に赴き告稟して交納せしむる外、今、洪字第四号半印勘合符文を給して前去せしむ。沿途の各該地方の関津把隘の去処及び駅遞・巡司等の衙門の官吏は、往廻して彼に到らば、即便に驗実して放行し、阻滞し留難して便ならざるを得しむる母れ。須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭礼 人伴一十名

使者一員 馬良臣 人伴五名

都通事一員 鄭廸 人伴三名

存留在船使者二員 菊寿 毛喜 人伴四名

存留在船都通事一員 鄭逅 人伴三名

附搭の土夏布二百匹

右の符文は都通事鄭廸等に付し、此れに准ぜしむ

万曆十九年（一五九二）閏二月□□日給す

進貢の事の為にす 符文